

みどり市第10期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画 策定業務に係るプロポーザル参加者募集公告

みどり市第10期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定業務について、下記のとおりプロポーザルにより委託業者の選定を行うことを公告します。

令和8年4月13日

みどり市長 須藤 昭男

- 1 業務名 みどり市第10期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定業務
- 2 業務期間 契約の翌日から令和9年3月31日まで
- 3 業務場所 みどり市役所 大間々庁舎（群馬県みどり市大間々町大間々1511番地）
- 4 契約保証金 免除
- 5 支払方法 完成検査後の一括払（前払金無し）
- 6 参加資格
 - (1) みどり市競争入札参加資格名簿の「物品・役務」に登録されている者
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者及び公告の日から参加申込書の提出までの間に当市の入札参加制限を受けていない者
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされていない者（ただし、会社更生法に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。）
 - (4) 国税及び地方税を滞納していない者
 - (5) みどり市暴力団排除条例（平成24年みどり市条例第12号）第2条第1号又は同条第2号及び第3号に規定する者でないこと
 - (6) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと認められる団体でないこと。
 - (7) 本業務について、高い知見と十分な業務遂行能力を有し、受託前後を問わず、当市と常に連絡及び調整ができる体制を整えていること。

7 業務内容

- (1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（以下「ニーズ調査」という。）の対応業務
- (2) ニーズ調査の集計業務
- (3) 各種調査の分析業務（在宅介護実態調査、ニーズ調査、その他の調査）
- (4) 当市の現状分析業務
- (5) 現行計画、施策・事業の実施状況の評価及び課題の取りまとめ
- (6) サービス事業量推計及び介護保険料の算出
- (7) 計画書案の作成
- (8) 策定委員会の運営支援業務
- (9) パブリックコメント実施の支援業務
- (10) その他の支援業務

8 募集期間 公告の日から令和8年4月24日まで

9 提出書類 参加申込書及び提案書等の関係書類
指定様式はみどり市ホームページからのダウンロード又はみどり市保健福祉部
介護高齢課で配付

10 提出先 みどり市保健福祉部介護高齢課に持参又は郵送
(〒376-0192 みどり市大間々町大間々1511番地)

11 その他 応募に当たっては、「みどり市第10期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定業務プロポーザル実施要領」及び「みどり市第10期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定業務仕様書」を事前に確認しておくこと。